

大阪市告示第1041号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年8月3日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和8年8月17日（月）	
	令和8年8月31日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和8年8月3日（月）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和8年8月10日（月）	
	令和8年8月17日（月）	
	令和8年8月24日（月）	
	令和8年8月31日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年8月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年8月8日（土）から 同月9日（日）まで	
	令和8年8月15日（土）から 同月16日（日）まで	

	令和 8 年 8 月 22 日（土）から 同月 23 日（日）まで	
	令和 8 年 8 月 29 日（土）から 同月 30 日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 8 年 8 月 1 日（土）	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 8 月 2 日（日）	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで
	令和 8 年 8 月 4 日（火）	
	令和 8 年 8 月 5 日（水）	午前 6 時 30 分から 午後 8 時 45 分まで
	令和 8 年 8 月 6 日（木）	午前 6 時 30 分から 午後 10 時 30 分まで
	令和 8 年 8 月 7 日（金）から 同月 8 日（土）まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 8 月 9 日（日）	午前 6 時 15 分から 午後 8 時 45 分まで
	令和 8 年 8 月 11 日（火）	午前 6 時 30 分から 午後 11 時 30 分まで
	令和 8 年 8 月 12 日（水）	午前 6 時 30 分から 午後 8 時 45 分まで
	令和 8 年 8 月 13 日（木）	午前 6 時 30 分から 午後 10 時 30 分まで

令和 8 年 8 月 14 日（金）から 同月 16 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 8 年 8 月 18 日（火）	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで
令和 8 年 8 月 19 日（水）から 同月 20 日（木）まで	午前 6 時 30 分から 午後 10 時 30 分まで
令和 8 年 8 月 21 日（金）から 同月 22 日（土）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 8 年 8 月 23 日（日）	午前 6 時 30 分から 午後 8 時 45 分まで
令和 8 年 8 月 25 日（火）から 同月 30 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）